スマート農業推進協議会　設置要領

令和 4 年 10 月 27 日
令和 5 年 4 月 1 日一部改正

１　名称
スマート農業推進協議会（以下「協議会」という。）

２　趣旨・目的
農業の担い手の減少・高齢化に伴う人手不足が深刻化している中、農業・農村を持続的に維持・発展させていくためには、ロボット・ＡＩ・ＩｏＴ等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現により、省力化や生産性の向上、高品質な農産物生産を図っていくことが必要である。
また、農業の成長産業化に向けスマート農業分野のイノベーションを取り込むことは極めて重要であり、その技術開発、実証、普及の拡大が急務となっている。
このため、官民が連携し、関係者のニーズやシーズをくみ取りながらスマート農業の現場実装の加速化に向けた取組を強力に推進する。

３　活動内容
スマート農業の現場実装に資するため、
（１）スマート農業に係る技術情報等の収集、共有、会員内外への発信
（２）スマート農業技術等に関する会員間での意見の収集、交換
（３）スマート農業に関する施策情報の収集・会員内外への提供
等を行う。また、協議会の活動を円滑に行うため、インターネット上にウェブ協議会を設置する。

４　運営事務局および会員等
（１）事務局
協議会に係る運営事務は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部みどり戦略・スマート農業推進室が行う。
（２）会員
会員は、以下の各号に該当する者であること。
① ２に定める目的に賛同し、３の活動に協力すること。
② 会員相互で、提供情報を共有することに同意していること。
③ 反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力と関わりを持たないこと。
（３）会員の種別
会員は、以下の２種とする。
① 個人会員
・生産者又は大学若しくは公的研究機関の研究者等
② 法人・団体会員
・個人会員以外の組織又は団体
（４）入退会
① 入会をしようとする者は、入会届を提出し、事務局に受理されること。
② 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。
・事務局に退会届の提出があったとき。
・所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
・会員であることが著しく不適当であると事務局が判断したとき。
（５）会費
会員の会費は無料とする。

５　その他
（１）この設置要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
（２）事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。

附則

この要領は、令和４年１０月２７日から施行する。

附則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。